

平成20年度第3回四街道市市民参加推進評価委員会議事録

【開催日時等】

- 開催日時：平成20年11月7日（金）15:00～18:40
- 場 所：四街道市庁舎第2委員会室
- 出席者：出石委員長、中嶋委員長職務代理、大倉委員、栗原委員、佐々木委員、三木委員、永澤委員
（事務局）
高橋政策推進課長、永易市民活動推進室長、庄嶋主査補、仲田副主査

【議 題】

- ①平成20年度上半期市民参加手続の実施状況（評価）について
- ②平成20年度市民参加手続の実施予定（変更）について
- ③市民参加条例の見直しについて

【その他】

- ①平成19年度第2回市民提案手続の経過について
- ②平成20年度第2回市民提案手続の実施について

【配布資料】

- 資料No.1 市民参加手続の評価方法の概要
- 資料No.2-1 平成20年度上半期 市民参加手続の実施状況一覧
- 資料No.2-2 平成20年度上半期 市民参加手続の対象としなかった行政活動一覧
- 資料No.3-1 「市民会議手続」の実施状況シート（市民協働制度導入のための指針の策定）
- 参考資料 市民参加手続の実施予定シート（市民協働制度導入のための指針の策定）
- 資料No.3-2 「意見交換会手続」の実施状況シート（市民協働制度導入のための指針の策定）
- 参考資料 市民参加手続の実施予定シート（市民協働制度導入のための指針の策定）
- 資料No.3-3 「意見提出手続」の実施状況シート（市民協働制度導入のための指針の策定）
- 参考資料 市民参加手続の実施予定シート（市民協働制度導入のための指針の策定）
- 資料No.4-1 「その他の手続」の実施状況シート（高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定）
- 資料No.4-2 「その他の手続」の実施状況シート（高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定）
- 資料No.5 「意見提出手続」の実施状況シート（土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の改正）
- 資料No.6-1 「審議会等手続」の実施状況シート（墓地等の経営の許可等に関する条例の改正）
- 資料No.6-2 「意見提出手続」の実施状況シート（墓地等の経営の許可等に関する条例の改正）
- 資料No.7-1 平成20年度 市民参加手続の実施予定一覧（平成20年11月1日現在）

資料No.7-2 平成20年度下半期 市民参加手続の対象としないことが見込まれる行政活動
一覧

資料No.8 市民参加条例の見直しについて（各委員意見）

【会議経過】

（永易室長）

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

会議の開催に先立ちまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

－ 資料確認 －

只今から平成20年度第3回四街道市市民参加推進評価委員会を開会いたします。お配りした会議次第に従って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、この会議は、市民参加推進評価委員会運営要領第4条では公開が原則となっておりますが、会議の公開、非公開についてお諮りいただければと思います。よろしくお願いいたします。

（委員長）

会議を公開することによって、公正かつ円滑な議事運営の支障が生じるという案件はないと思いますので、この会議は公開することが妥当と思いますが、いかがでしょうか。

－ 異議なしの声 －

（委員長）

それでは公開とします。傍聴人はいらっしゃいますか。

（永易室長）

傍聴人はおりません。

（委員長）

分かりました。

（永易室長）

それでは始めに委員長よりご挨拶をお願いいたします。

（委員長）

本日は、いよいよ市民参加の状況の評価について議論することになります。

前回の委員会では、評価の方法についてかなり議論をしましたが、そのスタートが今日になります。従って、試行錯誤になると思いますが、活発な議論をして評価をしていただきたいと思います。これまでやってきた主なものは市民の政策提案で、これについて議論をしてきましたが、今回は行政が行ってきた行政活動への参加について、しっかりチェックができるかどうかによって、今後の四街道市の市民参加に反映されていくこととなりますので、しっかりした議論をしていただきたいと思います。

以上です。

3. 議 事

①平成 20 年度上半期市民参加手続の実施状況（評価）について

（委員長）

それでは早速議事に入ります。本日は大きく 3 点あります。

まず議事の①の「平成 20 年度上半期市民参加手続の実施状況」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

（高橋課長）

それでは資料No.1 をご覧ください。第 2 回の評価委員会の中で議論していただきましたのでここでは割愛しますが、「市民参加手続の実施予定」、1-A「実施予定の評価」ということで、④には市民参加推進評価委員会の役割を記載しています。

1-B「実施予定一覧の審議」については、年度当初に市民活動推進室で実施予定シートを基に実施予定一覧を作成する関係から、庁内組織の市民参加推進本部の審議を経て、評価委員会での審議に付する流れをイメージしております。

それでは次に資料 No. 1 の裏面をご覧ください。

「市民参加手続の「実施状況」について」の 2-A として「実施状況の評価」、④に「評価委員会は「市民参加推進本部のコメント」を基に審議し、「市民参加評価委員会のコメント」として決定します」ということになっており、本日の会議を開催しています。また、2-B「実施状況一覧の審議」については、「推進評価委員会は実施状況一覧について審議をします」ということにしています。

なお、「評価手順」は省略しますが、「評価項目」の欄は、条例・規則等に即した実施になっているか、期間や公表事項は遵守されているかなどについて評価していただければと思います。以下については割愛いたします。

次に、資料No.2-1 をご覧ください。「平成 20 年度上半期市民参加手続の実施状況一覧」ですが、計 8 項目載せております。本日、評価委員会の評価を受けるものについては 4 点あり、2 番の「市民協働制度導入」で右側に網掛けしてありますが、こちらは完了した手続になります。

「市民協働制度導入のための指針の策定」では、「市民会議手続」と「意見交換会手続」、「意見提出手続」を実施しました。その 3 種類の市民参加手続について本日評価をいただければと考えております。

3 番の「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定」について、「その他手続」として「高齢者実態調査」、同じく「介護保険事業者意見交換会」が完了しておりますので、こちらも評価していただくこととなります。

続いて 6 番の「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の改正」ですが、こちらは意見提出手続が完了しましたので評価に付するものです。

最後に 7 番の「墓地等の経営の許可等に関する条例の改正」についてですが、「審議会等手続」、それから「意見提出手続」を実施しておりますので、本日の評価に付したいと考えております。

次に資料No.2-2「平成 20 年度上半期市民参加手続の対象としなかった行政活動一覧」ということで、3 件ございます。

1番と2番は、物井特定土地区画整理事業により、四街道市「物井」から「もねの里」に住居表示が変更されたことから、1番では住居表示の実施、2番では小学校と中学校の通学区域の規則の改定ということで、規則の中の「物井」という表現を「もねの里何丁目」という表現に改めたものです。

3番については、都市計画税条例の改正ですが、法令の規定に従った用語を改めるだけの軽易なものとして認められたものということになります。

この3点については、市民参加手続の対象としなかったということで記載しています。以上で資料No.2の説明を終わります。

(庄嶋主査補)

それでは、資料No.3からNo.6にかかる実施状況シートについて説明いたします。

先程、課長から説明がありましたが、資料No.2-1の網掛け部分は既に手続きが完了したもので、今回の実施状況の評価の対象になるものです。

資料No.3ですがそれぞれ共通していることは、同じ行政活動を対象にしており、2桁目の1、2、3は、同じ行政活動であるが違う手続きを行ったので別々に掲載しています。従って資料No.3-1、3-2、3-3については、市民協働制度の導入のための指針の策定であり、1が「市民参加手続」、2が「意見交換会手続」、3が「意見提出手続」となります。

資料No.3-1から説明いたします。これらは最終的に「みんなで地域づくり指針」という名称で9月26日に制定した指針になりますが、行政活動の名称としては、「市民協働制度導入のための指針の策定」ということで取り組んできました。

資料No.3-1ですが、「市民会議手続」ということで、公募の市民の皆さんを主体とした市民会議を昨年度から行ってきました。実施状況シートの「開催」の「期間」をご覧くださいと、昨年11月から今年7月まで会議を実施し、目的は協働指針に盛り込む内容を検討することでした。参加者の「参加の条件」にもあるように、募集時点で応募のあった市民33名は全員を採用し、その後3名が辞退されましたが、30名が登録されていました。そして市職員15名、市社会福祉協議会2名を加え、計18回会議を開催し、延べ人数で307名が参加しました。

「結果の取り扱い」ですが、市民参加条例の第12条が「市民会議手続」を定めたものです。「意見提出手続」や「意見交換会手続」、「審議会等手続」の規定と比べると細かい規定はなく、市民会議ごとに運営のルールを決めて運営するようにと、規定されています。この市民会議の場合、募集時点で応募された方は全員採用して会議を行い、市民協働指針に盛り込む内容を市はほぼそのまま採用した「みんなで地域づくり指針案」にして、後ほど説明する意見提出手続にかけました。

目的の達成状況ですが、参考資料の「市民参加手続の方法」の「この方法を実施する目的」の列があります。それから「参加が期待される市民等」ということで、属性や人数を書く欄があり、参加の手続きをとる以上はこのことを意識した上で実施するということで、チェックシートに記入することにしております。

この中の市民会議手続に当たるのは第4号で、この方法を実施する目的が「指針の盛り込む内容の作成」です。そして「参加が期待される市民等」の欄は、「活動している市民、関心のある市民30名」と記載しています。

今回、この評価方法自体が途中から採用し実際行っているということで、年度当初はこの記入をしておりません。当初に予定していたのは、こういったところだったということでそのまま書いています。実施予定シートの中の目的や、参加される市民等、それと比較して実際はどうであったかということで、この目的の達成状況を評価していますが、これは自己評価ということになります。この点については、18回の開催の中で、骨子案、素案、案と進むごとに検討内容を反映し、最終的に協働指針に盛り込む内容を決めることができたということ。それから先程の参加の人数を見ても十分に達成できたと、政策推進課で評価をしているということになります。

参考資料に戻っていただきまして、本筋とは関係ありませんが、誤植があります。真ん中より下のところ、「市民参加手続」の「市」が抜けていて、「民参加手続」になっておりました。後ほど修正いたします。

このような自己評価を踏まえた上で、運営についての部分ですが、先程言いましたように市民会議手続については条例上具体的な規定がありませんので、自分たちなりに市民会議を運営する際に考え進めました。

参加条件では、希望者全員を採用し、多数の参加に努めました。それから検討期間の適切化という点では、半年以上をかけ、計18回行いましたので、十分な時間を確保したと判断しています。

それから募集についてですが、「募集の方法」をご覧くださいと、市民会議手続は、掲示板の公告は義務付けられていないので行っていませんが、市政だよりやホームページへの掲載、自治会回覧、また、このテーマに関心があると思われる団体に対して、利用しているボランティアセンターや公民館に設置されている団体用のメーリングボックスにチラシを配布する方法をとりましたので、多様な方法で幅広く、かつ関係する対象に周知できたといえるのではないかと考えています。

募集の文章ですが、何をやるのかという点では分かりやすい表現で市民に伝えていると評価をいただいております。

それから結果の取り扱いについてですが、骨子案、素案、案と、段階的に進ましたが、その都度、検討の内容を反映させています。そして最終的に、結果を最大に尊重した形で市の指針案を作成した、というようなコメントが入っています。これが資料No.3-1になります。

引き続き、資料No.6まで説明いたします。

資料No.3-2は、「みんなで地域づくり指針」を作る際に、検討会議のメンバーに限らず、幅広く市民が参加できる場として行った意見交換会についてです。

意見交換会は19年度にも行っていますが、今回は20年度上半期のものが対象になりますので、今年度行ったものを報告させていただきます。

「開催の期間」のところにあるように、6月から7月にかけて10回開催し、83名が参加しました。かなりの意見が寄せられましたが、そのうち14件は意見を反映して修正しました。その他、様々な意見をいただきましたが、指針と関係のない意見も含めてということになります。結果は、8月8日に公表しました。

「目的の達成状況」ですが、参考資料をご覧ください。これは指針案の中間段階におけ

る市民等の意見の聴取を目的とし、これを踏まえて最終的に市民会議で案を作りました。「参加が期待される市民」とは、市民活動をされている方を対象に主に100名、と考えておりましたが、参加者は83名ということで若干届きませんでした。但し、非常に多様な意見を得られたと判断しましたので、達成度は、課題はあるが達成できたと判断しました。

条例の第10条が意見交換会手続に関する規定では、意見交換会手続に関しては、実施しようとするときに事前に内容を公表するとか、実施が終わった後、結果を公表すると規定されていますが、後で1日だけ周知の期間が足りなかったことが判明しました。実は開催する日の前日から起算して20日以上ということですが、丁度20日しかなく、1日不足していたという結果になっています。

また、結果の公表事項の中に、案のこの部分を修正したという新旧対象表のようなものを入れることが義務付けられていますが、それが抜けていましたので、その部分の指摘が入っています。

それから周知についてですが、「周知の方法」では、多種多様な方法で幅広く、かつ関係する対象に周知できている。それから周知文は分かりやすく表現していると評価されています。それから「意見の取り扱い」についてですが、市の考えは十分に説明できています。これは後ろにこの手続きをとって出た意見とそれに対する市の考え方を一覧表にして載せていますが、その内容を見た上でこのような評価になっております。また、結果の公表は、分かりやすく表現できているということです。

「その他」ですが、目標にした100人に届きませんでした、10回開催し多数の方が参加できる場を設けたとコメントが入っております。

資料No.3-3の意見提出手続ですが、8月5日から25日の21日間実施し、その結果4名の方から提出がありました。意見の数としては16件ありましたが、そのうち1件は意見を反映して案を修正しています。残り15件は意見を修正しないという結果となっています。結果については9月3日に公表しております。

「目的の達成状況」ですが、参考資料をご覧ください。これは指針案の最終段階での市民等の意見の聴取という位置付けで行い、市民の皆さんから10名の意見が欲しいと考え行いましたが、結果は4名だったということで、10名には届かなかったが、多様な意見が得られたということで、課題はあるが達成できたという自己評価をしております。

それからコメントですが、意見の提出期間や周知の公表事項、結果の公表事項、これら全て条例に規定されているものを遵守して実施したということになっています。

周知については、意見交換会等と同様の形で、必要なところに幅広く周知しているということ、また分かりやすい文章になっているということになっています。結果の取り扱いも、市の考え方は十分に説明できており、結果公表は分かりやすく表現できているとなっています。

その他では、目標の10名に届かなかったが、指針を作る際に行った市民会議手続や意見交換会手続で十分な参加が得られたということで、4名は少ないかもしれないがこれ自体はいいだろうということになっています。

ここまでが、「市民協働制度導入のための指針の策定」ということになります。

引き続き資料No.4-1及び4-2ですが、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定」

になります。これについてはお詫びしなければいけません、今回の委員会が行われるまでに、何らかの形で結果をまとめた資料が出てくるという見込みで評価の対象に入れていましたが、担当課がまだ取りまとめ中で、まだ公表する段階に至ってないということです。従って、まだ十分に評価する段階になっていないので、資料No.4-1及び4-2は次回に改めて評価の対象とさせていただきます、今回は取り下げさせていただきます。

それから資料No.5「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の改正」です。「実施期間」ですが、4月15日から5月7日までの23日間行われましたが、提出者が0名でした。結果の公表は、5月22日に行われております。

資料No.5から6-1及び6-2ですが、こちらは参考資料がありません。これは年度途中からこの評価方法を導入したので、年度当初に実施予定シートを記入することができませんでした。従って、目的の達成状況は、比較する当初の予定がありませんので空欄になっています。その上でコメントですが、条例規則等に即した実施について、意見提出手続には様々な規定がありますが、それらが全て順守されているとなっております。但し、周知については、提出数が0だったので、関係する対象に一層の周知をする必要があったのではないかというコメントとなっております。また、周知の文や案については分かりやすい表現になっている。結果公表ですが、公表した内容自体は0だったということしかなかったのですが、それ自体は表現できているだろうということとなっております。

最後に資料No.6-1及び6-2、「墓地等の経営の許可に関する条例の改正」ですが、審議会等手続としての環境審議会、そして意見提出手続の2つの手続が行われております。

審議会等手続ですが、四街道市市民参加条例の場合は、審議会等手続の場合でも、審議会に案を示して、その案について議論された内容や途中で出てきた結果に対して市の考えを整理して述べるという、パブリックコメントで寄せられた意見に対しての手続きと全く同じ手続を行うことが義務付けられております。しかし、従来の審議会はそのような運営をしてこなかったということで、政策推進課として周知不足だったのですが、コメントをご覧いただくと、結果の公表がなされていないとなっております。それから5月30日に開催した審議会ですが、傍聴者数が0名だったということで、関心のある対象への一層の周知が望まれるというコメントをいただいております。

それから意見の取り扱いですが、結果の公表がされていません。審議会自体にはこういう結果だったという報告はありましたが、一般に公表はされていなかったということで、それが課題として残るということになります。

資料No.6-2ですが、意見提出手続として、7月1日から22日まで行われ、提出者1名から2件のご意見をいただいております。但し、いずれも案に対する直接の意見ではなかったので、「その他」の扱いになっています。

結果の公表は8月8日に行われています。これに対して市民参加推進本部のコメントですが、規定にある意見提出期間や周知の公表事項、結果の公表事項は順守できている。但し、周知方法として必須である掲示板での公告を行っていないということになっています。周知の内容ですが、提出者数が1名だったということで、関心のある対象もいるでしょうから一層の周知が望まれるということ。周知の文や案は分かりやすく表現されていると評価されています。

意見の取り扱いですが、市の考え方自体は十分に説明できている。但し、他の意見提出
手続などで行ってきたような結果公表の件で、市の考え方の区分で、意見を反映して修正
した場合は◎、修正しなかった場合は△、その他は□など、誰が見ても一目で分かるよう
な工夫がされていないので、今後公表するときはそのような方法をとってくださいという
ことになっております。

まとめて内容の説明をさせていただきました。ご審議をお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。

資料No.1 は、現在上がっている議題の説明ではなく、評価委員会が行うべきものをまと
めたものの説明です。資料No.2-1 は実施状況一覧、2-2 が対象としなかったものの一覧で、
これも評価することになってはいますが今日はどうしますか。今日は中間報告であって、平
成 20 年度が終わった後、21 年度の初頭で評価するというのでしょうか。

(庄嶋主査補)

その通りです。諮問が必要になりますので。

(委員長)

そういうことだそうです。資料No.1 と 2 は、今日これから審議する前提です。これから
見て、議論をしていただくのは資料No.3-1 から資料No.6-2 までです。そのうち資料No.4 は外
されましたから、案件としては、市民協働制度導入のための指針と土砂の条例、それと墓
地の条例、この 3 件について、各々複数の手続きを行っているものもありますので、お手
持ちの資料はこのような分け方になっています。

事務局より一括して説明をしていただきましたが、各々一番下の「評価委員会のコメン
ト」という欄があります。ここにどのような形でコメントをするか検討しなければいけない
のですが、一括審議というわけにはいかないと思います。

私としては、資料No.3-1 の「市民協働制度導入ための指針の策定」の市民会議手続から
審議し、その後順番に議論していくという形が一番いいと思いますが、いかがでしょうか。

(三木委員)

一つの案件で複数の手続きを行っている場合は、それぞれの手続がどうだったか審議す
る必要があると思いますが、全体の流れの中で参加のプロセスがあるので、全体を見通し
た上での質問やそれぞれ確認した上で個別に検討するのがいいと思います。全体を見て、
共通認識を持った上で審議をするほうが分かりやすいと思います。

(委員長)

いかがでしょうか。

(中島委員)

個別に議論が必要だと思いますが、全体を通して何か共通の課題がありますか。

(委員長)

他の委員の方でご意見はありますか。

二人の意見を総合すると、今回出てきた市民参加の状況について、まず全体で質問や内
容の確認をし、その後個別の案件に入ります。行政活動としては 3 つの案件ですから、最
初に「市民協働制度導入のための指針」の全体についての議論をした上で、その後手続き

ごとに審議して評価コメントを書くことにしていく、流れとしてはそういうことでよろしいでしょうか。

(栗原委員)

「市民協働制度導入のための指針」この全体に対するコメントというのも考える必要があるのでしょうか。

(委員長)

それもそうですが、今の様式にはありません。

(三木委員)

段階的に参加の手続きを行っているので、最終段階の市民参加手続の時点では、個別の市民参加手続に対するコメントではなく、ある程度包括的にコメントはしうと思います。それはコメントの付け方になってくるのか、それとも別枠で全体評価をする必要があるのでしょうか。

(委員長)

前はそこまで考えていませんでしたが、まず評価の仕方を決めることが先決です。案件ごとではなく、上半期全体の参加状況の評価があるとすれば必要と思います。イメージとしては、「市民協働制度の導入のための指針」というのが一つで、これを評価していけばいいと私は思います。しかしながら、今回用意されたシートですと、それぞれの手続の評価しかできない形になっているので、これを仮に資料No.3-1、2、3の前に、資料No.3全体の評価というものがいるかどうかということだと思います。栗原委員が言われているのはその前段、全体部分ですか。

(栗原委員)

「市民協働制度の導入のための指針」全体として、市民参加手続が妥当であったかどうかという評価も必要ではないかということです。

(委員長)

前回、推進本部が内部評価というか、市の決定機関で出してきたコメントを踏まえて、評価委員会は更にコメントをつけるということになりましたので難しいと思います。

(三木委員)

市民参加手続の実施予定シートで、予め市民参加の設計をしているわけですから、推進本部で設計がどうだったのかという評価も本当はしていただいたほうがいいと思います。市民参加に関する政策や制度を作る上で、こういう参加の設計をしているということの予定があって、個別に市民参加手続をやっていく関係だと思います。そこは推進本部で、検討事項として検討していただくと委員としても検討しやすいと思います。

(委員長)

今の話は、今回は無理なので、市には次の時までには考えていただくことにしましょう。

最初の資料No.3 でいけば、それぞれの市民参加手続の評価をしますが、資料No.3-1には委員会として全体評価を入れることにしましょうか。市民協働制度導入のための指針のそれぞれ3つの手続全般を通してのコメントを一言入れた上で、更に市民会議手続についてのことを審議する。2つ目、3つ目はそれぞれの手続に特化したもののコメントをする、そのような形でまとめるのがいいと思いますが、いかがでしょうか。

(中嶋委員)

委員長がおっしゃったように、行政活動というか、一件ごとの流れ、市民参加の状況が全体として妥当であったのかは、やはり見ないといけないと思いますので、今回完結したものは、市民協働制度と土砂条例と墓地条例について評価を付けるということでよろしいのではないかと思います。

(委員長)

次回以降は推進本部にも影響するので、いわゆる行政活動の条例、その全体の評価をする仕組みを考えてください。今回の評価委員会からのコメントとしては、指針全体に対しての市民参加手続の評価と、資料No.3-1、市民会議手続の評価という形を最初のところに入れて整理をしていただくということによろしいですか。

事務局から何かありますか。

(庄嶋主査補)

当初考えていたのは、全体の設計は予定の時点で行うので、どの手続きをとるべきかというのはその段階で話をして、案件ごとにどの手続きをやっていくべきということを判断することにしています。今の話を聞いていると、その設計で正しかったのかという評価をすることでしょうか。

(委員長)

資料No.3-1 をご覧いただくと、確かに今回はやっていないのでうまくいきませんが、予定シートを見ると、この案件ではこの手続きをやるということが分かります。これらの手続きについて推進本部のコメントが付され、それを受けて委員会のコメントが出されます。例えば、一つでは足りないので2つ以上やることというようなコメントが出たのであれば、それを実際にやるわけです。但し、それをやらなかったという場合には、あらためて評価する必要があると思うし、次回以降は、そのようにやらなければならないと思います。

一つの行政活動に3つの手続きをやるとすれば、3つの手続きの評価とともに、全体の評価をする、場合によっては予定と変わる可能性もあるかもしれませんが、そのような形で今後整理をしていきます。従って、2月に予定が入るかも知れませんが、そのときには翌年度にやります。平成21年度以降のものは多分このルールに則ってやれると思います。

今回は新しく制度ができたばかりなので、事前評価をしていないということでやむを得ないと判断しますが、委員会としては複数の委員から指摘のあったとおり、個々の市民参加だけを見るのでは十分ではないだろうから、複数の手続きのある案件については、最初にこの3つの手続き全体のことについてコメントをするということはいかがでしょうか。

前回も少し話したと思いますが、妥当、不適當、一部不適當などというやり方で進めるのか、あるいは推進本部が書いているように、個々に全部コメントをしていくことにするかということです。皆さんはどのようにお考えですか。

市として、公表する時には本部のコメントが消えるわけではなく、本部は本部のコメントとしてはそのまま掲載して、委員会のコメントも載せるということですね。委員会のコメントの出し方について、何か意見はございますか。

(中嶋委員)

コメントの出し方に関わるかどうか分かりませんが、資料説明をしていただいた中

で、目的の達成状況、達成度の欄の中でチェックされていないものがあります。資料No. 5、6-1、6-2がそうですが、これらはどのような判断をすればいいのでしょうか。

(庄嶋主査補)

これは先程簡単に申し上げたので伝わらなかったと思いますが、今回評価方法を年度の途中から導入したので、担当課には実施予定のシートを書いてもらっていません。

自ら立てた目的ですとか、参加が期待される市民等との比較で、それが達成できたかという意味での自己評価ということになるので、記入ができないということです。

(委員長)

まだ完ぺきな状態での評価にはならないので、試行ということですね。

(中嶋委員)

委員会のコメントとして、妥当である、妥当でないという判断をしてもらいたい、事務局では考えていますか。

(庄嶋主査補)

評価していただきたいのは、推進本部のコメントの箇所に項目が出ていますが、この評価を軸として定めた項目に関して、推進本部がコメントをしているが、その評価は甘くないかどうかという点です。それ以外に、何かお気づきの点があれば評価していただければと考えています。

基本的には、市民参加手続のプロセスがなされているか、条例上に規定されている通りに実施されているか、それから規定ではなかなか現れない、例えば、周知した案の見やすさであるとか、市の考え方の公表で、意見に対する考え方が説明不足のまま強引に進められていないか、理由が示されて答えているかなど、内容というよりは、手続き的な部分で十分に行われているかを判定していただくのが委員会の役割だと思います。

それを一件ずつ委員会で議論していただくと、恐らく時間がないと思うので、推進本部で一度取りまとめをした内容で問題がないと判断されれば、審議に時間をかけずに同意していただく方法もあると思います。

その点については、第三者的な立場から見ると評価が甘いのではないかとか、もっとこのようにすべきではないかとか、推進本部のコメントを見ていただいた上で審議をしていただけるよう、評価設定をさせていただいているつもりです。

(委員長)

まずはやってみましょう。今の話のイメージですと、例えば、これについては妥当であり、本部の評価も適切であると、そんな感じでしょうか。

全体として3つの行政活動について説明がありましたが、これについて確認したい点、質問などございませんか。

(中嶋委員)

3件のことではありませんが、今回取り下げされた案件の中に推進本部のコメントが入っています。つまり、推進本部で検討されたものがこの委員会で審議される前提だと思います。なぜこういうことが起きたのか分からなくなってしまったのですが。

(庄嶋主査補)

要するに資料No.4-1と4-2ですね。この部分については、付随の資料が今のところない

ということで、具体的な審議はやっておりません。実施自体は終わっているのに、資料ができ次第、それを付けて持ち回り決裁などでもう一度審議をする予定にしていたので、見込みで入れていました。このような内容になっているのは、具体的な審議はされていないので、とりあえずコメントとして入れておいたということになります。本来であれば資料を出さなければいけないのですが、事務局としては、途中で追加するのではなく、今回の委員会に間に合わせたいということがあり、一応資料を入れておくことにしました。資料No.4-1と4-2は皆さんに送付してしまったのですが、資料も揃っていない状態でコメント自体も仮のもので、もう一度やり直したいということです。

(委員長)

この案件はないものとして、取り下げということでもいいのですね。

(三木委員)

このような形で資料が出ると、多分に誤解を与えたいと思います。推進本部のコメントが入っていて、経緯がよく分からないとなると、推進本部がきちんと機能しているのか疑問になってしまうので、資料を出す際には十分配慮されたほうがいいと思います。

(委員長)

確かに誤解を与えます。信用に関わるということにもなりますので。

他にいかがでしょうか。全体としてはどうでしょうか。

まず資料No.3「市民協働制度導入のための指針の策定」についての評価をしたいと思います。先程の3つの手続き全般の評価をしようということになりましたが、市民協働制度導入のための指針についての全体の質疑をすることにします。それが終わりましたらそれぞれの手続きについて評価をし、全体の評価をします。それでよろしいですか。

では、この市民評価制度導入のための指針の説明について、何か確認しておきたい点、疑問点があったらお願いします。

(三木委員)

よく分からないところがあるのですが、資料No.3-1、3-2、3-3でそれぞれ案がついています。検討会議は20年4月から7月まで、意見交換会が6月、パブリックコメントは8月となっています。例えば、7月の検討会議では最終案になる前の段階のものが出ています。7月の検討会議で作成された案は、8月に実施したパブリックコメントと一緒になのか、内容を含めて資料を見ただけでは分かりづらいです。恐らく骨格に関わる部分は変わっていないと思いますが、いろいろな形の修正は入っているのだと思います。意見交換会で出された意見を基に修正したり、それから検討会議でまとめた案は、1ヵ月後にパブリックコメントをかけたり、そのあたりの全体の案が出てくるプロセスというのが、出された資料だけでは分かりにくかったので、整理いただけると大変ありがたいと思います。

(庄嶋主査補)

資料No.3-1でも3-2でも3-3でもかまいませんが、参考資料の実施予定シートで「上記の市民参加手続の実施方法、実施時期とした理由」の欄があり、ここに全体像が書いてありますが、市民会議手続の検討会議は継続的にやっていました。今回の評価対象にはなっていませんが、平成19年に初期段階で意見交換会をやり、中間段階で意見交換会をやっていきます。先程7月の案がと言われたのが、20年度の意見交換会です。最終段階の8月とな

っているのが意見提出手続となります。

この間の案の推移ですが、継続的に検討している検討会議のアウトプットというものが、資料No.3-1の最後についている資料が『「(仮称)四街道市市民協働指針」に盛り込む内容』で、市民参加の場を通じて出てきた案ということになります。

これを作っている最中に、資料No.3-2の意見交換会を6・7月に実施しており、同じメンバーで継続的に検討していく場とは別に、広く意見を集めることを目的として、6月から7月にかけて、資料No.3-2の後ろに付いている、『「(仮称)四街道市市民協働指針」に盛り込む内容(素案)』を基に意見交換会を行いました。

この意見交換会で出た意見を踏まえて、検討会議の盛り込む内容というのが出ているというのが順番になります。

「盛り込む内容」とパブリックコメントにかかっている指針案の違いですが、これは名称からもお分かりいただけるかと思いますが、検討会議では「盛り込む内容」というところで留めて、最終的な案の形にするのは、市がする仕事という区分けにしました。

盛り込む内容の時点で、ほぼ内容的には精度の高いものにでき上がっておりましてので、マルポチで書かれているような部分を文章化し、内容的にはほぼ盛り込む内容としてできた案に沿った形でパブリックコメントにかけました。

皆さんにはお配りしていませんが、パブリックコメントを経て最終的にでき上がった指針は、後ほど参考資料として別の形でお知らせしようと思っています。そのような段階を経て、「盛り込む内容の素案」があり、「盛り込む内容の案」ができ、それを基に庁内で調整したパブリックコメントにかけた指針案ができ、指針ができたという流れになります。

(委員長)

よろしいでしょうか。

(三木委員)

素案の作成主体はどうなるのですか。

(庄嶋主査補)

作成の主体は検討会議です。

(三木委員)

検討会議については参加の手続きをして、意見交換会では検討会議の案について意見を求め、市は意見を反映する形で指針案を作成して、パブリックコメントを行った。そうすると、市が形にした段階での参加はパブリックコメントということですね。

(庄嶋主査補)

形にした案を基にしたのはパブリックコメントです。

(委員長)

全体的にはいいですか。それではよろしいですね。

では資料No.3-1の市民会議手続です。最初に検討会議が指針を作るためのベースといたしましょうか、指針に盛り込む内容をまとめていく過程で検討会議がありました。これについて事務局から説明がありましたが、手続きの概要、それから推進本部のコメントを見ていただいて、ご意見やご質問等ありましたらお願いします。

(中嶋委員)

検討会議の活動の目的は、指針に盛り込む内容を出すという活動をされ、指針案を出した時点で活動は終わっているということになるかと思います。検討会議での議論された内容は採用されたということですが、最終的な案ができた段階で、再度検討会議を利用して意見を聞くような機会があっても良かったのではないかと思ったのですがいかがですか。

(委員長)

事務局からコメントはありますか。

(庄嶋主査補)

パブリックコメントは誰でも意見を出せるので、意見があれば市民の立場で出させていただくことを考えました。現実には意見を出された方もいましたし、そのような取り扱いにさせていただきました。

検討会議に参加されていた方々には、パブリックコメントを行っているので案に対するご意見をお寄せくださいということで、文書を郵送しています。

(委員長)

制度上の問題で、仮に再度市民会議にかけて、そこで内容が変わったら、再度パブリックコメントをやらなければいけないことになります。

検討会議に報告をして、了承を受けることは普通やるとは思いますが、やっていないのですか。

(庄嶋主査補)

内容を作るところまでが検討会議の役割ということにしました。

(中嶋委員)

市民意見の一つ、パブリックコメント的に意見をいただく場にして、検討会議というのを要求することもあっていいと思います。

(委員長)

他にございませんか。

書き方の問題ですが、参加者、延べ人数の記載はこれでいいのかという疑問があります。30人のメンバーで構成されていて、300人が市民会議に参加したわけではありません。この様式は任意ですね。

(庄嶋主査補)

昨年度の実施状況の一覧を作ったときに、審議会等手続に関しては、委員数という形で表記していますが、市民会議手続に関しては、延べ人数のほうがいいのではということで、事務局で判断して報告していたものを踏襲した形になります。

(委員長)

感覚的には「延べ」と書いてあるからいいのかもしれませんが、300人参加したわけではないですね。

(庄嶋主査補)

あくまでも延べです。

(三木委員)

例えば、検討会議の資料には検討会議の資料はなく、パブリックコメントの資料に検討会議の経過の資料が入っていて、市民がどれだけ参加したかの資料があります。

本来評価するのであれば、この資料がなぜ市民会議手続のほうに入っていないのかという疑問があります。検討会議の経過の資料を見たほうが内容を検討できると思います。単なる資料の作り方の問題だと思いたすが。

(庄嶋主査補)

参考資料については、この内容を公表しましたという実施時点の公表の事項ですとか、結果の公表とかのものを載せさせていただいた形なので、人数の記載については、基本的には最初のシートの中に表記できる表現で記載するという原則でやっています。

各回の人数については表記する方法がなかったので、「参加の条件」で、応募のあった市民の人数を記載することにしました。

特殊だったのは、指針作りの時には、市民協働に関するテーマというのは、福祉や環境、まちづくりから教育など全てに及ぶので、全ての会議にメンバー全員が参加するのは難しいだろうと判断し、今日はこのテーマについて話し合うので、特に関心のある方は参加してくださいという分野別検討という方式を取ったことです。

18回やって307人の参加者数は、1回あたりに割り返すと少ないのではないかとみられますが、検討会議の中で、関心のあるテーマに主に出ればいと決めて会議をやりました。

確かに読み取れない部分がありますので、場合によっては、各会議の参加者数などは別添資料として付けたほうがいと、話を伺って思いました。

資料自体は、実は検討会議のメンバーの間には、第1回から毎回、人数を記載した資料を入れていて、先程言ったように公表した資料だったので入っていませんが、それを準備することでしたらすぐにできると思います。

(委員長)

参加の状況を確認することは委員会の役割でもあるので、資料を付けるようにしてください。

本部のコメントとして、資料No.3-1の市民参加手続については、推進本部としては十分であるという判断が出ていますが、委員会としても推進本部のコメントの追認ということによろしいですか。

(中嶋委員)

推進本部のコメントで「検討期間は、十分な時間を確保できている」とありますが、指針を作るために9ヶ月程度の期間で開催したことについて、市民の皆さんの意見として、これで十分な議論ができたという判断を持っているのでしょうか。

(庄嶋主査補)

それについては、データはありません。審議会等手続で委員の皆さんからアンケートを取るかということもありましたが、それについては特に集めた意見はないので、その部分を踏まえた形の答えではありません。

(中嶋委員)

推進本部で、この程度の期間でいいのではないかという判断をしたということですか。

(庄嶋主査補)

そうです。栗原委員がメンバーでしたので意見があればお願いします。

(栗原委員)

可能な限り半分以上の会議に参加していると思いますが、時間的なものについては、長いか短いかと言われると日程的に厳しいと思います。非常にタイトな印象がありました。まだメンバーの中でこのような指針を作るという、具体的なイメージを持ってメンバーが集まってきたわけではなかったものですから、メンバーの議論の中からイメージを具体化させて作り上げていこうという市民会議方式で行うにはちょっと時間が足りなかったのではないかというのは、参加して思いました。勉強会のようなものも必要だったかもしれませんし、四街道独自の協働指針を作りたいということで、ある意味で四街道の具体例に限定した議論ということでした。

私自身は、内容は前もって知っていたつもりではいましたが、他市を勉強することもなく、初めて参加される方は、「協働」という言葉の意味も全く分からずに、まちづくりのために参加したというメンバーが結構多くいました。そういった意味では、実際に参加したメンバーとしては、思ったよりタイトな時間だったという印象があります。

但し、議論については、非常に自由闊達に多くの意見が出ました。逆にいいますと協働に対するイメージを持っていない方が集まったので、非常に多種多様な意見が集まったというメリットもあったと思います。

(中畠委員)

客観的に評価できるという仕組みがあるわけではないので、それぞれ参加された人によって印象が違うのかもしれませんが。

(委員長)

コメントとして入れるかどうかですね。人によっては、9ヶ月は長いという考え方もあるかもしれません。

(栗原委員)

仕事を持っている人が参加した会議としては非常に厳しかったです。そうでない方は、どう思われたかは確かに分かりません。

(庄嶋主査補)

今後は、参加者からアンケートのようなものを取り、それを踏まえてコメントを付けるようにすべきだろうということであれば、以降はそのような形をとりたいと思います。

(委員長)

他はどうですか。

(大倉委員)

一言だけ言わせていただくと、参加者数の話が出ていましたが、私もこの会議のメンバーで、全て出席しなかったので何とも言えませんが、33人は人数としては十分だったと思います。しかし、市民全体の意見かと言われると、全く違う話になってくると思います。

それから意見交換会の参加人数ですが、私は全体的にも少ないような気がします。地区を回って意見交換会をやっていますが、参加者数がかなり低いと思います。それと意見提出手続ですが、提案者数が減っています。

全体から見ると、市民は殆ど関心を持っていないのではないかと思います。市長も代わられたし、市民がもっとこういうことに興味を持って参加しないといけないと思います。

ご承知かもしれませんが、地域交流センターを21億で作ることで進んでいたが、反対

運動でひっくり返ってしまいました。反対した人たちは21億円もかかるとは知らなかった、聞いていなかったと言います。そんな話はないのではないかと思います。

大体、推進している人が一生懸命やってきても、知らなかった、聞いてなかったという人が多いというだけで、事業が終わってしまう可能性があるということです。これは引用の話ですが、こういう条例を作る、指針を作る上においても、市民参加は十分に行われたと思います。

但し、市はいろいろと広報しましたが、一般市民はどれだけ理解しているのか。殆ど知らないというのが実態ではないでしょうか。

(佐々木委員)

コメントの要求のレベルが委員によって差があると思いますが、私は本部のコメントを見て、募集や開催の方法に最大限努力をしたと感じました。会議を18回開催し、目的に応じた人たちを集めて分野別検討を行い、ワーキングや勉強会などもやっているということで、そのような努力がみられるという意味では、推進本部のコメントに大体賛成の気持ちを持っています。

但し、個々の内容で検討期間がどうなっているかとなると、ちょっとコメントはできないという感じがします。

(委員長)

ここでは、あまり詳細に議論する必要はないと思います。

資料No.3 全体のコメントとして使ってかまわないと思います。但し、市民会議の状況としては、大倉委員のおっしゃられた、33人出席すればそれなりに十分ではないかですとか、タイトな日程の中で十分な議論ができたのかとか、様々な意見が出ました。

文言をどう整理するかは別にして、今のところ妥当である、市民会議手続については適当である、それについての推進本部のコメントも意見も適切であるというような考え方になろうかと思います。

この意見に対して、そうではないという方はいませんか。

(三木委員)

そのような話ではありませんが、会議の経過を聞くと、メンバーが参加しやすい方法として分野別検討にしたり、参加にあたっては選択性にしたりですとか、事務局として最低限参加がしやすいように配慮されているのではないかという印象を持っています。

最後のほうを見ていくと、まとめの部分は、相当タイトにまとめているような感じになってしまったのではないかという印象を受けます。

検討会議全体として案をまとめるのは大変だと思いますし、会議の運営上、スケジュール的な制約でやむを得ないと思いますが、全体の合意形成の経過ということでは、誰かが音頭を取ってどのようにまとめていったのか、どこに主体性があったのかというところで、お話を伺う中では分かりづらいと私は思います。

但し、だからといって駄目ということではなく、どこかでまとめていく過程は必ず必要だとは思いますが、私の場合はそのようなコメントになります。

(委員長)

手続きに工夫があって良いところもあるが、合意形成にあたり十分な議論ができたか若

干疑問が残るということですね。

(庄嶋主査補)

いろいろな会議に参加している立場として言いますと、集まったメンバー次第で、その都度会議の作り方が変わります。市民参加条例を作るときは市民委員会があり、その中にコアメンバーが出てきて、自らが案を作っていこうという機運が盛り上がりましたが、今回の検討会議は、「協働」という名前でイメージが広がったということもあるでしょうが、そういう意味でのコアメンバーがなかなか出てきませんでした。そこで、事務局がある程度メンバーの意見を踏まえた上で形を作っていくやり方をとるのがベストだという判断でやったというのが実際のところですよ。

そのような細かい部分まで委員会で検討するのがいいのか別問題ですが、その議論の中で言うと、理想として市民の主体的な合意形成というのがあるとしても、必ずしも集まったメンバー次第ではそのとおりにならないのが、市民会議の形式ではないかと思います。

与えられている条件で可能な限りベストを尽くしたということをする必要があるのかどうか分からないのですが。

(永澤委員)

シートが一番下の市民参加推進評価委員会のコメントですが、事務局としては、この部分はあまり意見が出ないだろうと想定されているのではないかと思います。それは悪く言っているわけではなくて、例えば、資料No.3-1について、私は検討会議に殆ど出席していないので、コメントのしようがありません。個々に書いてある会議の内容以外の形式について少し入れる程度だと思います。

私も委員ですが、それを本業にしているわけでもないのに、この資料も1週間前に貰って、さらっと読んだだけですが、推進本部は、本当に正式に時間をかけて大きな会議をやっていると思いますから、これはあまり外れたことは言わないと考えるわけです。

従って、もし私が委員長だったら、委員会のコメントは「概ね妥当である」。あとは特別に問題がある箇所があれば付記する程度にします。せいぜい3行ぐらいで終わるのではないかという気がします、私としてはそれでいいのではないかと思います。

これはあまり詳しくやっても全部立ち合っていないと分からないし、先程の人数であれば参加者が多い、少ないといった件などは、市民がそれほど市政に対して関心がないというか、生活する上であまり困っていないのだと思います。

例え話ではありますが、便りのないのは良い便りと言いますが、語弊があるかもしれませんが、それでいいのではないかと思います。特にこの指針を作るとなると、少し高尚過ぎて、相当市民の中で認識度の高い人でないと、なかなか取り付けないような問題があると思いますので、そういった意味では人数は少なくてもいいと思います。

市としては、この会議を設定したわけですから来ないほうが悪いのであって、委員会のコメントはあまり書かずに、基本的には推進本部のコメントについて感じたことを記載すればよろしいのではないのでしょうか。

(委員長)

正直言って私も全く同感です。但し、初めての評価なので、まず皆さんの意見を聞いてみようと思ったのですが、どうしても委員の中でも評価の関わり方や考え方が違うと思う

ので、この委員会では形式チェックでいいと思っています。それとは別に、資料No.3-2については注文をつけたいところがありますが。

要は手続きがきちんとして行われているのかです。人数が少ないがなぜ少ないのかなどの議論をしていると会議は終わりません。ですから、参加人数が少なかったが、募集は適切に行われ手続きは適切に行われた、そのようなコメントに留めたほうがいいのではないかと思います。

(中島委員)

先程のご意見についてですが、人数的には十分ではないかと、大倉委員からのご意見も出ていたので、考え方として同じところはあると思いますが、私は人数についてのコメントは必要ないと思います。

検討期間の問題では三木委員からご意見がありましたが、合意決定が十分であったか分かりかねる部分があり、議論の期間とか回数が十分だったかどうかは検証されていないとか、そういったコメントを付けてもいいと思います。

(庄嶋主査補)

今回は、実施予定シートを即席で付けて形を整えた関係がありますが、実際のスケジュールは、実施予定シートの検討を最初にやります。そのときに、回数については想定していませんでしたが、実施時期などはそこで検討する機会があって、このくらいの期間で適当だろう、その通り実施してきましたということで、その程度で済むことだと思います。

今回は実施予定のことを検討していなかったもので、遑った話の中でそのような議論が出てくるかと思いますが、今出ている議論のいくつかは、実施予定をきちんとして検討して、その上で比較する形で、この実施状況を見れば、出てこない議論があるのではないかと思います。

(委員長)

これまで出てきた議論を踏まえてですが、文章はこれでいいと思います。後で事務局と調整なると思いますが、この市民参加手続については概ね適切な手続きが取られている。但し、意思形成過程が、市民会議手続の特性はあるものの、十分な合意形成が図られたかどうかについては十分検証されていない、ということになるのでしょうか。

(栗原委員)

合意形成の点では、私も前回この市民参加条例を作るための市民委員会で1年間、実際に10数名で会議を50回ぐらい開催し、最終的に全員で合意を諮りました。そこまでしてもまだ時間が足りません。市民会議手続をするのであれば、私は最低でも1年間ぐらいは必要で、しかもバランスよく会議を入れてもらう必要があると思います。

今回の市民会議手続については本当によくやっていただきましたし、多くの市民が自由に参加でき、市民が参加することを保障された非常にオープンな良い会議だったと思います。そして自由に発言できました。内容はそれぞれ市民の皆さんの考え方がありますので、過激な意見が出たりしましたが、そういう意味でも市民参加が図られていると思います。

市民会議手続については、時間的に合意形成を図るには足りなかったのではないかと思います。これは、直接参加した者としてはそう思いましたし、また、今まで前回市民参加条例を作るときの委員会でも、やはり1年でも厳しいという状況でしたので、次回から市民会議手

続を採用する時には、それに見合った期間を充分検討した上で、この手続きを採用してもらいたいと思います。

(委員長)

手続きの期間が足りなかったということと、合意形成は時間をかければまとまるでしょうから、そのあたりを付け加えながらコメントするということでよろしいでしょうか。

(三木委員)

それで結構だと思いますが、合意形成に疑問があるというのは、この会議の性格自体が、単に意見を出すというだけではなく、案に盛り込む内容をつくるということが目的なわけです。なるべく参加しやすい方法をとる形で運営を工夫しているが、最後に、全体の意思決定はどう図られたのかが分かりにくくなっていることが、最終的に合意形成が図られたのか疑問に思うところです。

(庄嶋主査補)

この委員会は限られた時間の中でのやり取りですので限られた資料の提示のみにさせていただいていますが、本当に詳しく説明してほしいということであれば、どのように会議を進めて合意形成を図ったか分かる資料を出して説明することは可能です。

但し、何か根拠があってコメントが入るのであればいいのですが、事務局が提示している資料だけでは判断がつきにくいということであれば、合意形成のやり方に疑問が残るといようなコメントではなく、違った形でのコメントをいただきたいと思います。

第三者機関である委員会のコメントは、市民参加手続をとって、それが十分になされたのかどうか客観的な情報になりますので、事務局も説明する以上は客観的な情報を基に説明を付けなければいけません、委員会のコメントも客観的な情報で付けていただく形にしていきたいと思います。

(委員長)

そうすると、合意形成の妥当性については提示された資料では評価できない、そういうことですね。

(中島委員)

検討期間については十分だったのかというコメントは付けられるかもしれませんが、合意形成については、どのくらい十分だったか、人それぞれ評価が分かれると思うので難しいと思います。

(委員長)

市民会議での検討期間について、委員から指摘する意見があったが、今回の提示されている資料では判断はできない、ということでしょうか。

(中島委員)

合意形成のための期間とかはどうですか。

(委員長)

人によっては合意していないという意見も出てくるかもしれません。合意という言葉はやめましょう。先程、栗原委員から、検討期間が短かったと言っているの、検討期間についての妥当性についての意見があったと、そういう方向でいきましょう。

資料No.3-2、意見交換会手続についてはいかがでしょうか。

確認したいのですが、21日間周知しなければいけなかったのが、周知期間が1日足りなかったということですか。

(庄嶋主査補)

5月14日からの周知であれば、21日間周知することができましたが、実際には20日間しかありませんでした。

(委員長)

そこは、委員会としてコメントしておかなければいけない。条例を適切に運用するように、というコメントを入れないといけないと思います。

どうでしょうか。コメントを入れておいた方がいい。推進本部の意見も見ていただきたいのですが、1日不足しているというコメントがあります。

それから、「結果の公表事項のうち、案の修正内容が公表されていない」というコメントがありますが、どこを直したのか分からないということですか。

(庄嶋主査補)

パブリックコメントを見ていただくと、最後に「意見交換会における意見の概要と市の考え方」という対照表がありますが、それに対するものです。

(委員長)

推進本部のコメントを踏まえ、今後適切に対応すること、条例の規定に沿った適切な運用を図ること。それから推進本部のコメントに書かれた事項に留意し、適切な意見交換会手続を今後行っていくこと、これでいかがでしょうか。

(三木委員)

違う話になりますが、意見交換会の案内を公民館の利用団体と広報などやっていますが、例えば、四街道市のホームページを見ていないので分かりませんが、意見交換会手続とか市民会議手続などの手続に関しての情報が分かりやすいところにリンクがあって、そこから入っていくとどのような手続を行っているかなど、すぐにパブリックコメントのページまでたどり着くことができるのでしょうか。市民参加のページがあって、きちんと情報整理してリンクしておかないと、一般の人には分かりにくいと思います。これまでどのような検討をしてきたか情報を提供することは、ホームページの中にあってもいいのではないかと思います。

(庄嶋主査補)

意見交換会のときについては、確かにご指摘の通りです。また、意見提出手続の募集記事をホームページに登録しましたが、関連情報のところに検討経過が分かるページをリンクしました。ホームページの仕組み上、そのような方法でしか登録できませんでしたが、検討経過が分かるように徐々に改善をして、ここでは完全を期したという形になっています。

(委員長)

意見交換会手続について、市民委員の方はいかがですか。

(大倉委員)

案件以外の意見は97件出ていますが、その扱いはどうしたのですか。単に担当部署にまわしたのか、それとも別の方法を取ったのですか。

(永易室長)

それに関しては、もちろん参考意見として伺いますが、必要に応じて担当課へ連絡等を行っています。そのまま聞き流すということはしておりません。

(大倉委員)

そういうことであれば、担当課にまわしたとか、処理した方法をどこかに入れてもいいのではないのでしょうか。

(庄嶋主査補)

全てがそのような手続きが行えればいいのですが、その他の意見として扱ったものについては、全部担当課にまわすかということ、そうではありません。

(大倉委員)

そういう扱いができないものもあると思いますが。

(庄嶋主査補)

扱いとしては、担当課がはっきりしていて、緊急性を要するものなどは担当課に回し、具体的に、この指針に基づいた取り組みを進めるときに、こういう内容を基に組み込んでほしいというような個別のテーマは、全てその他として取り扱いました。指針の中にこの分野に組み込みますというようなことは書けませんので、そのような意見は、今後指針に基づいて進めていくときに、取り上げていくことにしています。

例えば、「リーダー養成講座」であれば、意見交換会で人の面での問題が意見として多く出されましたが、今度のリーダー養成講座のテーマは、人材育成やチームワークについてテーマを設定し、具体的な施策の部分に活かすようにしています。

(委員長)

今のような意見を付けるということで行きます。

次の資料No.3-3、意見提出手続についてはいかがでしょうか。

推進本部のコメントとは別ですが、記入欄の「属性の傾向」欄に「男性のみ」と書いてありますが、これを記入した理由は何ですか。

(庄嶋主査補)

意見提出手続に関しては、あまり意味がないかもしれませんが、市民会議手続の場合ですと、関係する活動をしている方が入って議論したのかとかが重要になるのではないかと考え、その項目を設けています。但し、意見提出手続の場合は、年齢を書いていただくわけでもなく、内容をだしていただくわけでもないので、名前から男女の別が分かる程度で、あまり意味がないかもしれません。

(委員長)

そのような分け方をしても意味がないのであれば、記載する必要はないと思います。NPOや自治会などで行った意見交換会ならどのような属性が参加したか記載する欄が必要かもしれませんが、男性か女性かの記載は特に意味がないと思います。

(三木委員)

パブリックコメントも、男女の属性ではなく、個人か団体か、特に利害関係がはっきりする場合、例えば、業界関係者から多く意見が出ているとか、そういう場合は意味がある情報だと思います。

(委員長)

その部分は記載の問題になりますが、コメントとしてはいかがですか。概ね妥当であるになりますか。

確認ですが、指針の制定日はいつですか。

(庄嶋主査補)

9月26日に制定しました。指針の制定日については、書式の中では書くところがないので、後ほど作成したものをお渡ししようと考えております。

(委員長)

事務局の説明の中で、パブリックコメントが終了してからなるべく早く公表するため、8月25日に終了して9月3日公表したそうですが、早ければいいというものでもないと思います。早いということは、十分検討されていないのではないかとこの考えも出てくると思います。制定日から3週間もあるわけです。

国の場合は、公表日と策定日は同時、事前ではなくて同時です。なぜかという、あまり早く出すと、忘れた頃に本体ができてしまう。これは良くないわけです。延ばしていいというわけではありませんが、案の意見が出てから、適切な検討期間を経て十分な検証をすべきであると私は思います。

(庄嶋主査補)

この時期に9月議会があり、議員に報告をしないまま指針を制定するのはいかがか、と内部で意見もあり、議会が終わるタイミングで説明をし、公表することになりましたので、制定日がこの日になりました。

(委員長)

よろしいですか。基本的にはこういうコメントにしたいと思います。

10分程度休憩をとります。

— 休憩 —

(委員長)

それでは再開します。

次に資料No.5、「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の改正」については、意見提出手続きのみの実施で意見は0です。コメントは記載の通りで、意見は0ですが、掲示板公告、市政だより、ホームページによる周知はしたということですが、いかがでしょうか。

(中嶋委員)

内容的に自分とどんな関係があるのか、なかなか意見を出しにくい案件だと思いましたが、この資料に出ている通りだとは思いますが。

(委員長)

意見募集をした資料はどれになりますか。条例の一部改正案そのものを出したのですか。

(永易室長)

条例の改正案そのまま出しました。

(永澤委員)

私は、この環境審議会の委員ですが、委員からも殆ど意見が出ませんでした。

(委員長)

「四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正案」というタイトルの資料のものでパブリックコメントを行ったのですか。

これでは意見は出ない。条例の改正文そのものを出されても一般の人が読んでも分からないと思います。

いかに意見を出しやすくするか。市民会議もそうですが、意見公募というのは、原案を出すのはかまいませんが、いかに一般の人にわかりやすく伝えるかということです。これでは、どこをどう変えて、どのような効果があるのか、目的は何か。ましてこの案ではどこを直したのかが分かりません。

(中嶋委員)

意見提出手続を広報した市政だよりを見ると意外と分かりやすく書かれているので、それをホームページにも同じように載せればよかったと思います。

(永易室長)

公告第 25 号の資料の後に、市政だよりとホームページに意見募集の広報を行った資料を、公告第 35 号の後に実施結果を公表した資料を添付しています。

(委員長)

分かりました。

いかがでしょうか。意見は 0 ということですが。

資料としては、改正すべき内容が市政だより等に全部書かれていて、改正後の条例が資料として付いているということです。

(三木委員)

例えば、この場合事業者になるのでしょうか、通常の広報手段以外に、関係する業界団体に周知を図ることは考えているのでしょうか。利害関係者が想定されるような場合は、その関係者から意見が出るかどうかは別ですが、情報が伝わりやすい手段を検討してもいいのではないかと思います。

(庄嶋主査補)

推進本部のコメントはそのような意味が込められていると思います。

今回は取り下げになりましたが、資料No.4-1 や 4-2 の高齢者福祉計画の関係ですとか、介護保険の関係は、事業者を対象とした意見交換会を実施していますので、関係者に周知している部署もあれば周知していない部署もあり、現在のところ、担当課によって温度差があるのは確かだと思います。

今回、推進本部のコメントを付けることで、関係する対象には周知を図っていくと方向に向かっていけばと思います。

(委員長)

もっと広く市民参加手続を行う手段として、利害関係者が関わる制度については、意見提出はいいとして、それ以外に利害関係者から意見を聞くことは大事だと思いますので、それを付けることにします。

(栗原委員)

これ以外には参加手続はやっていないのですか。

(庄嶋主査補)

昨年度、平成 19 年度の 3 月に環境審議会が行われています。今回の資料には付いていませんが、昨年度の実施状況を見ていただくとそこは出ています。

(委員長)

複数の手続はやっているわけですね。

(庄嶋主査補)

やっています。

(三木委員)

2 ヶ年にわたり、複数の手続をやっている場合は、参考資料でかまわないので付けていただくと助かります。

(庄嶋主査補)

今回は、昨年度を評価したものがなかったので付けようがなかったのですが、実施予定の一覧で見ていただくと、「19 年度済」と載せています。今日はこれをご覧ください。

(中嶋委員)

資料 No.7-1 を見ないどのような手続を行っているかわからないということですね。

(委員長)

実施予定シートがあれば分かるということですね。

(庄嶋主査補)

そうです。

(委員長)

パブリックコメントをやっていないと思われるので、付けてもらったほうがいいです。それはコメントというよりもこういうつくり方をさせていただくようにお願いします。

コメントとしては、推進本部のコメントは妥当だが、加えて利害関係者等の意見を聞く意見交換会を実施するような文言を付けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

続きまして、資料 No.6-1、6-2、墓地等の経営の許可に関する条例の改正については、審議会等手続と意見提出手続を行っています。手続全般についてどうでしょうか。

まずは審議会手続について審議したいと思います。これが 1 回というのは、たまたま今年度 1 回ということでしょうか。

(庄嶋主査補)

この案件の議論については、この 1 回です。

(中嶋委員)

環境審議会の中で議論したということですか。

(庄嶋主査補)

永澤さん、環境審議会の中で、この案件を議論したのは 5 月の 1 回ですか。

(永澤委員)

この 1 回です。10 月に墓地を見に行きました。見学会が 2 回ほどあり、2 回目は行きませんでした。内容が大変まともなことだったから、委員からも何もありませんでした。

(委員長)

審議会手続は1回ですね。発言者2人とは、委員からの発言ということですね。

指摘としては、結果が公表されていない、となっています。

(三木委員)

環境審議会の資料は公開ですか。それとも、請求があれば公開するということですか。

(永易室長)

この評価委員会と同じ扱いですので、資料を求められれば資料提供はできるものだと思います。但し、その会議のときに公開・非公開を決定していますので、もし非公開という形にしていれば、対象外になる可能性はあると思います。

(三木委員)

資料 No.1 と書かれているものは何ですか。

(永易室長)

資料No.1 は、パブリックコメント終了後に、環境審議会の委員の皆さんにパブリックコメントの結果と市の考え方を示した資料になります。

20年8月に通知を出していますが、審議会等手続が5月に終わっていますので、審議会では資料としては出されていません。パブリックコメント終了後、その結果を、委員の皆さんにフィードバックしたということです。

(中嶋委員)

周知方法としてホームページ、その他とありますが、周知については、環境審議会で墓地等の条例の改正について案件にするということで議題として載せられているのですか。

(庄嶋主査補)

審議会等を開催する場合、ホームページに開催の案内を1週間ぐらい前までに載せています。市民参加条例上は、審議会を開催する場合、いつまでに開催通知を知らせなければならないという規定はないので、会議公開指針の規定を運用して、1週間前にはそういうものを載せることになっています。その書式の中に、議題を載せることになっています。

(委員長)

いかがでしょうか。

(三木委員)

環境審議会の委員の皆さんに結果を報告したが、公表はしていない、というのはよく分かりません。環境審議会の場に委員の皆さんはいるので、どういう意見が出たというのはご存知なわけです。後日、その取り扱いについて、報告はしたが公表はしていないというのはどういうことでしょうか。

(庄嶋主査補)

この規定の方式というか、市の考え方はこうでしたという形の文章にはなっていないということです。

(三木委員)

口頭で説明が行われたのですか。

(庄嶋主査補)

担当課から、口頭で結果は説明したと聞いていますが、その場に立ち会ったわけではないので、どのような資料が出されたか、把握していません。

(三木委員)

結果の公表がなされていないことが不適当なことなのか、条例に反することなのか、よく分かっていなくて、不適当なことであれば、それは文章化して出していただく必要があるということになると思いますが、条例上規定されていないが、それが望ましいだけなのか、それがまだ分かりません。

(庄嶋主査補)

条例上は、公表することになっています。意見提出手続などの結果の公表と同様の規定と考えていて、同様の公表の仕方が必要と考えています。

(永澤委員)

議事録は作られていると思いますが、委員全員には送られてきません。

(委員長)

どのような形で公表するかは別にして、公表することは条例に規定されています。市民参加条例では結果について公表することになっているので、それをしていないということは、端的に言えば条例違反です。それを指摘しないといけないと思います。まずは、条例の規定に従った運用をすること、という文言を入れたいと思います。その他、推進本部のコメントに留意して、今後対応することという文言も入れます。

意見提出手続は一人で、2件の意見はその他の取り扱いですが、これに対して推進本部からはいくつ指摘があります。記号の表記部分の指摘がありますが、ルールは決まっていないのですか。

(庄嶋主査補)

公表の仕方については、マニュアルを作成しようと思っていますが、まだできていないので、先に作った課のものを参考に作成するように対応をしています。

(委員長)

ここに入れるべきか分かりませんが、全体でのコメントができる場所があればそこかまいません。意見提出手続については、市民に分かりやすい共通の公表の方法を検討すべきである、ということの評価委員会として出しておいたほうがいいと思います。

個別のコメントだけではなく、総評のようなものをコメントする必要があるのかもまだ決まっていないので、今のコメントをどこに入れるかは事務局と相談することにします。

いずれにしても、意見提出手続は、極力市民に分かりやすい結果公表の仕方を検討すること、というコメントを出したいと思います。

公告は、条例上でどうなっていますか。

(永易室長)

四街道市の公告式条例第2条での掲示場への掲示を行うほか、ということにしておりますので、それが最低限行われるべき公表の方法という形になります。

(委員長)

結構、条例違反があります。全体的にコメントする必要があるかもしれません。

他の市町村でも多いのですが、担当課が手続き方法を理解しておらず、非常におざなりでやっているケースが多いです。

今回やってみて事務局も分かったと思いますが、条例の規定を満たしていない市民参加

手続が散見される、正しい手続を取っていないものがある、というようなコメントをどこかでしないといけないと思います。

ここもそうですが、意見提出手続についてコメント入れるようにしたいと思いますので、分かりやすい公表の方法と、条例の規定に適合するよう運用しなければならないというコメントを付けたいと思います。

この3つの案件について、あるいは別のことでかまいません。このことは委員会として注文を付けたいとか、または、しっかりやっているので評価したいということでも、どのようなことでかまいません。

これまであげてきた内容をまとめていけばよろしいですか。ないようなのでそのようにします。

私から一つ。担当課を出席させたほうがよくありませんか。事務局に確認しても答えられないことが多いので、担当課から説明させたほうが良いと思います。

更に言えば、担当課は適切に条例を運用していないわけです。そのような指摘ができるのは市の中ではどこですか。推進本部のときは担当課は出席していますか。

(庄嶋主査補)

推進本部でも、担当課は出席していません。

(委員長)

それでは、どこが指摘するのかということです。文書で指摘することになると思いますが、全くインパクトがありません。このような場で、はっきり条例違反と言われないと担当課も分からないと思います。

今後の推進評価委員会の運営の仕方、推進本部での運用も同じかもしれませんが、各々の案件を各々の担当課が説明したほうが良いと思います。事務局はどう考えますか。

(庄嶋主査補)

それについては、条例などを設定する時は例規等審査会がありますが、その審査会では、その条例を所管している課が説明して、審査が行われています。

推進評価委員会についても、同様の方式が必要ではないかということで、検討しているところです。

(永澤委員)

推進本部の会議は、今回の案件の場合、何回開催されていますか。

(永易室長)

会議そのものは1回の開催です。部長級の会議になり、時間がなかなか取れませんので、案件を持ち帰っていただき、数日後に回議という持ち回り審査で各委員を回り決裁をいただいております。今回はその方法をとりました。

(永澤委員)

事務局が説明をして、その後、委員から意見が出されるわけですが、我々委員は日頃からの市民参加条例に対する関心とチャンスが少ないので、欠点やミスは気がつきにくいと思います。ですから、事務局で説明した後、事務局としての意見でもかまいませんが、例えば、この部分は条例の規定を満たしていないなど、何らかの形で委員に指摘してもらえると助かります。そうでないと、事務局から資料が提示されて、意見はありませんかと言

われても、時間は制限されているし、なかなか意見は出しにくいです。

それぞれの案件の問題は、事務局が一番分かっていると思いますので、何らかの形で問題点を教えてくれれば、会議がスピードアップすると思います。事務局が承知している問題点を委員が気づくかという、2時間やっても気がつきません。

それは、委員長からすると問題だと思えますが。

(委員長)

逆に見方を変えると誘導されてしまうと思います。

委員である以上、ある程度は勉強しなければいけないと思います。

(高橋課長)

先程、永澤委員から言われたことに対する回答になりますが、今回初めて評価のコメント案を推進本部に出しました。部長級が本部会で、参事クラスが幹事会になりますが、幹事会を本部会開催の2週間ぐらい前に開催しています。

幹事会では、例えば資料No.6-2ですと、掲示板公告がなされていないなどのコメントをいただきます。政策推進課で条例に添った形での推進本部としてのコメントを作成した上で、それから、ある程度期間をおいて本部会を開催しますので、その間に弁明などがあれば政策推進課に言ってくることになります。

そのような流れの中、コメント案が作られています。

(委員長)

分かりました。

事務局は、大体今のような形で何かまとめられますか。

(永易室長)

意見を書き起こしてみますので、それを委員の皆様にご覧いただき形を取りたいと思います。

(委員長)

よろしく申し上げます。

3-② 平成20年度市民参加手続の実施予定(変更)について

(委員長)

次に議事の2、平成20年度市民参加手続の実施予定の変更です。これについて事務局から説明をお願いします。

(庄嶋主査補)

資料No.7-1と7-2に関わるようになります。資料No.7-1が実施予定一覧で、実施予定の変更に関する部分になります。

その資料の1から9までは年度当初に出したのですが、実施の時期や方法で取り消し線や下線があるところは、実施の時期や方法に若干変更があったところになります。

具体的には、3の「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定」では、もう一つ手続が増え、その他の介護保険事業者を対象とした意見交換会が行われています。これ

は自由参加ではなく対象が限定されているので、通常の見解交換会手続ではなく、その他の扱いとし、加わったものです。

5の「障害福祉計画の策定」は、年度当初は見解交換会手続を予定していましたが、障害関係の方々の意見聴取という形にしたいということで、変更になっています。

それぞれの案件では、時期に関しては大幅に遅れているということではなく、1、2ヶ月ずれているというところで変更が入ってきています。

それから、新たに加わったものが10番と11番になります。

大変に申し訳ありませんが、本日の委員会までに、実施予定シートを埋めて提出しなければいけなかったのですが、間に合いませんでした。これも、先程の実施状況のコメントの確認と併せまして、委員の皆さんに個別にご意見をいただく形を取らせていただければと思います。

10番、「地域住宅計画（四街道市地域）の変更」ですが、これは、国の公共住宅の整備に関する特別措置法があり、それに基づき国から地域住宅交付金が出ます。それを受けるには、地域住宅計画を県や市町村レベルで作る必要があり、当市ではその計画を作りました。平成22年度までが計画期間ですが、21年度、22年度に関して、木造住宅の耐震改修費の補助金を国の交付金で得るために、意見提出手続を加えたいということです。

実施根拠を見ていただくと分かりますが、計画といっても市の基本的な方向を決めるような計画とは違いますので、任意実施になります。市民参加条例第6条第4項の規定に基づき実施すると建築課から話があり、今年12月から来年1月にかけて意見提出手続を予定しているそうです。

本当は表の中に出ていないのですが、手続を一つしか実施しない場合はその理由が必要になりますが、十分把握できてなかったのが、後追いになってしまいましたが、併せて皆さんに資料を送付した上でご意見をいただければと思います。

11番は、市内の12小学校の一つ、「旭小学校改築工事基本設計の策定」が出てまいりました。老朽化している3階建て校舎と屋内運動場を解体した上で、新しく校舎と屋内運動場の改築工事、それから既存の3階建ての校舎の大規模改造工事を行うための基本設計をやるということです。

これに関しては、関係対象が全市域からということではなく、その地区の自治会やPTAなどに特定されるということで、見解交換会手続や市民参加手続ではありませんが、案を作っていく段階でワークショップを行いたいということで、今年の12月から来年1月にかけて、地区ワークショップを複数回実施したいということです。最後に来年2月から3月にかけて、意見提出手続を実施したいという話が担当課からあがってきています。

10番、11番が新しく追加されたものになります。

資料No.7-2も文量が少ないので、併せて説明させていただきます。

こちらは、前回の推進評価委員会での議論を受け、今後市民参加手続の対象に該当するが、第6条第2項の規定に該当して対象としないことが見込まれている案件も、推進評価委員会に事前に報告して審査をするというほうがいいのではないかとご意見がありましたので、当課で把握した案件をご報告します。

一つは「都市計画の変更」で、四街道市には国道51号線が通っていますが、4車線化す

る区間を都市計画に追加するという案件です。

既に、都市計画法に基づく手続きとして縦覧手続きなどが進んでいるものですが、これは都市計画法に基づく手続きを経て都市計画を変更するということで、市民参加条例の手続きは適用しないということで、ここに入っております。

もう一つが、「介護保険条例の改正」が予定されています。

これは来年の3月議会で予定している案件ですが、内容は、平成21年度から23年度の四街道市における介護保険料の額を決め直すということ、それから、国の制度改正に伴って保険料段階の変更や、税制改正に伴って激変緩和措置が終了になりますが、それに伴う新たな負担軽減策の導入等について改正するものです。これらは、国で制度改正が行われた上で行うというものになっています。

実は、介護保険料の額の改定については、既に実施予定に入っていて、介護保険事業計画の中で検討しています。事実上その部分については、介護保険事業計画の中で検討して、その内容を条例に反映するというものですので、それだけが改正の内容であれば、介護保険条例の改正の部分をパブリックコメントにかけることもできますが、国の制度改正に伴う改正内容は直前にならないと分からないということです。但し、国で改正が行われた場合には、早急に対応して来年の3月議会で条例を改正する必要があるということなので、緊急に行われなければならない案件に当てはまるだろうということになっています。

括弧書きにあるように、保険料率の改定については、介護保険事業計画の策定時に市民参加手続を実施していると、但し書きしております。

以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。

それでは、市民参加手続の変更、それから対象となる行政活動だが市民参加手続をしない案件について、意見などはありますか。

これは確認ということでよろしいですか。

(庄嶋主査補)

本当であれば、先程言いました実施予定シートを作って、これで十分な手続きが取れるのか、ということを確認していただかなければいけないのですが、直前に把握した形になりましたので、後ほど資料を送付して、ご意見をいただけたらと思います。

(委員長)

いかがでしょうか。

まず、実施方法を変えたもの、それから新たに2件追加になっています。

今後はこのやり方を少しずつ改善して、予定を審査できるようにしておかないとやっぱりいけないと思います。市民参加手続の対象に関するということというのは、調査対象になっていますので。

(中島委員)

資料No.7-2の介護保険条例の改正について、市民参加手続の対象としない根拠は第6条第2項第2号の緊急に行わなければならないものに該当させていますが、これは国の法改正に伴って、条例を改正するときに、市の裁量というか、工夫できる余地はないのでしよ

うか。法の改正に基づいて機械的に条例の改正を求められる手続であれば、理由としては第6条第2項第3号に当てはまる感じがします。

(永易室長)

保険料段階の変更等につきましては、国から激変緩和と勘案して7段階ですとか、そういった案が示されたりしますが、市町村の裁量で原則どおりでいくのか、国が示した案でいくのか、あるいは市町村独自で6段階に分けたりするのかについて、市町村には裁量の余地はございます。

(委員長)

国の基準をそのまま取らなければいけないものだから、第6条第2項第3号ではなく、市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものとして、第5号に該当しませんか。

(庄嶋主査補)

条例を見ていただきますと、第6条第2項(5)が「市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの」になり、その解釈・運用では13ページになりますが、「その他金銭」は、「イ」の「分担金使用料及び手数料等」を言っています。もちろん「等」が入っているので、保険料も含まれるのでは、という意見もあるでしょうが、根拠としたのは「ア」で、介護保険料については直接請求の対象となると判断しました。

ということで、その他金銭には該当せず、第6条第2項第2号に該当としました。

我々の勉強不足のところがあるかもしれないので、解釈の点で皆さんから何かご意見をいただけたらと思います。

(委員長)

今の話ですと、例えば、介護保険料の減免などの直接請求が可能ということですか。

(永易室長)

13ページの「カ」をご覧ください。国民健康保険料については、行政実例が出ていて、直接請求の対象となりえるということです。

介護保険料は、短い時間の中で調べた結果、対象になるとは出ていませんでした。

国民健康保険税は対象外ですが、保険料は対象になるということから、当市の介護保険料についても、国民健康保険料に準ずるものとして、今のところ判断しております。

(委員長)

その判断には少し異論があると思います。条例上はそのことは読めません。金銭の徴収に関することだから全部入るということでしょうが、それは解釈になるのかも知れない。分かりました。

その他いかがでしょうか。

これは事務局から説明を受けたということで、今後は事前にシートを出せるようにしてください。

3-③ 市民参加条例の見直しについて

(委員長)

それでは、議事3、市民参加条例の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

(永易室長)

条例の見直しについては、平成22年度中の作業となり、来年度に正式に諮問をさせていただきたいと考えております。但し、諮問に当たりましては、当委員会を市民参加条例に基づく審議会等手続として位置付けるかどうかという問題が残っていますが、今年度については、準備として委員の皆様同士がどのような意見や考えをお持ちなのかということを知ることによって、課題や問題点を確認するという場として使っていただきたいと思いますと考えております。今回、事前にいただきましたご意見について、資料No.8としてまとめましたので、参考にいただければと思います。

それから、来年度が委員の改選期になります。早目に少しずつ現委員の皆様方が実際に運用されていますので、その中である程度意見をまとめて、次期委員にそれをつないでいけるように考えておりますので、よろしく願いいたします。

(委員長)

確認ですが、委員の任期は2年となっていますが、いつから委嘱されていますか。

(庄嶋主査補)

6月28日です。

(委員長)

平成19年6月28日ですと、条例の施行後3年を超えない範囲は、平成19年4月1日施行だと、どうなりますか。

(庄嶋主査補)

平成22年3月31日までです。

(委員長)

事務局はどのようにイメージされていますか。どのあたりで諮問をしますか。条例の見直しの議論は任期の関係でまたぐこととなります。委員会としては委員のメンバーが変わってもかまわないのですが、今後のスケジュール的なものを何かお持ちでしょうか。

(庄嶋主査補)

ありませんが、内部では、第1期の委員の皆さんが行えるのは、2月か3月ぐらいの年度内に開催するものと、翌年度の当初にもう1回やる予定です。今年度の第1回推進評価委員会で予定スケジュールをお示ししご了承いただいているので、あと2回は皆さんに議論していただける時間があります。

一つの考え方としては、第1期委員の中で議論した条例の見直しに対しての議論の結果をまとめていただき、それを踏まえて内部で調整などをして、今度は審議会等手続の扱いになると思いますが、第2期の委員の中で、条例改正案を示していただき、議論をして結論を出していただくような流れになると考えています。

(委員長)

見直しはどの程度考えていますか。見直しのための条例改正をする場合、平成22年3

月までに第1回定例会に出すとすると、事務局が持っているイメージでは全然時間が足りないと思います。

通常、見直し規定に基づいて条例改正を行う場合、1年ぐらいは必要です。そうすると、平成22年3月末が条例改正のタイムリミットとすると、議案として出すにあたって、当然最低でもパブリックコメントや意見交換会が必要になります。そうすると、この審議会で諮問するとしたら、遅くとも平成21年、第1期の任期中に諮問をしていないと間に合わないと思います。3、4ヶ月で結論が出るかということです。それでもきついと思います。

(三木委員)

少なくとも条例案を出すというところまではやっておかないとまずいことになると思いますが、見直しを行うものとする、という表現はどちらにも読めると思います。

(委員長)

ここをしっかりと固めたほうがいいと思います。平成22年3月31日までに何をするのか。着手すればいいのか。見直しをするといっても、条例を直さなくてもいいわけです。この条文の意味していることと、この委員会はどのように関わるのか。条例上、条例の見直しに関することはあるので、諮問に応じて調査し、審査する。答申はしなくていいのか。どちらにしてもこの推進評価委員会にかけるにしても、どこまでやるのか、抜本的な見直しまでかけるのか、それとも問題点だけを抽出して、それについてどう直すのか、あるいは直さないのか、直す場合どのように直していくのか。

委員会側として意見はもちろん言いますが、事務局として、条例に関してどのように考えているのか示す必要があります。場合によってはすぐに検討しないといけないのではないですか。いかがでしょうか。

(永易室長)

その件は、上層部の確認を取っているわけではなく、担当レベルで考えていることですが、市としては、もし改正が必要だということであれば、平成22年3月までに改正案を固めて、3月議会にかける必要があると、そのようなイメージを持っていました。

従いまして、そろそろこの時期に皆様方の意見を少しずつ出していただいて、今の委員さんの任期の中である程度のをまとめていただいた上で、それを参考に私どもが次期任期にまた出して、その段階では間違いなく諮問という形になると思いますが、審議をしていただくつもりではおりました。

只今委員長からスケジュール的には厳しいのではないかというお話がありましたが、それであれば、翌年5月の段階くらいで諮問を委員会に出せばいいのですが。但し、審議会等手続として、この委員会を市民参加手続の一つとして位置付けるなら、案を出す必要がありますが、その段階では案は示すことはできません。

そのようなことから、翌年の5月ぐらいまでに、今の委員さんの任期の中で案を出していただきそれを受けてまとめた上で、次の委員の任期のときに改正案を示せばいいのではないかと考えておりました。

(委員長)

今の見直しのスケジュールや確認しておきたいことなど、ご意見等がありましたらお願いいたします。

少なくともこの委員会の所掌事務に、条例の見直しに関することが入っていますので、委員会は関わらないわけにはいきません。このような状態で、まだ市としての統一見解はないにしろ、事務局からあったようなスケジュールでいくとかなり忙しいと思います。

今出されたものをこの場で議論してもしょうがないのですが、条例見直しについては、委員の皆さんで少しディスカッションしてみまじょうか。意見をお出しただいて、この場にいらっしゃるのが大倉委員、説明していただけますか。

(大倉委員)

私が気になるのは、市民参加条例の年齢の部分です。

当初、条例を作られるときには、年齢については問題ではなかったと思いますが、先程も別の件で話したように、四街道市民自身が行政に対する関心が少ないように見え、若い人に適用するのは無理があるのではないかと考えました。

第2条では、住所を有する者ということになっていますので、年齢制限がない話だと思います。生まれた赤ん坊でも対象になるのではないかと、大きく考えればそういう解釈になってくるのではないのでしょうか。

何かもう少し、青年以上ですとか、限定する文言が必要ではないかと考えました。

それから、同じく第2条で、市内の学校に在学中の者ということですが、高校であれば、他の町から通ってきている人が非常に多いと思います。そのような人にまで意見を出させていいのかと私は考えました。

納税者に限定するといいますか、保護者を含めて四街道市に納税している人、選挙権のある人が対象になるのではないかと考えました。

それから、13条第1項に、18歳以上の市民等に限定して規定されていますが、これも納税者であり選挙権のある人、そのような人が対象になってしかるべきではないかと思えます。有権者ということです。

それと、他の町から来ている人は、納税していないのに、どうして四街道に対して意見を述べるかということに私は気になります。四街道に納税している人や、四街道に選挙権のある人、そういう人たちが意見を述べるということが私は妥当ではないかと思っています。四街道市に納税している人とか、四街道市の学生であるとか、そのような部分を見直したらどうかということです。

(委員長)

はい、ありがとうございました。それぞれの意見に対しては議論しないことにします。

私も簡単に説明します。

まず市民提案手続について、これまで市民委員会でも議論してきましたが、政策等の範囲が不明確で、要望なのか、意見なのか、提案なのか分からないので明確にすべきであるということが1つ目です。

2つ目は、行政手続法が改正されて、国の機関は意見公募手続、つまり四街道市でいう意見提出手続ですが、これに省政令が加わっています。四街道市でこの条例が読めるか読めないか、私は読めないと思いますが、取り扱いをどうするのか、あるいは行政手続条例の改正を考えているのか。

3つ目は、今日も議論がありましたが、金銭徴収事項について。市民参加手続から除外

されているが、果たしてそれでいいのか。実際には適用されている例は多くあります。

4 つ目、審議会等手続について。市民参加条例で、公募委員の要件等を明確にしてもいいのではないかとということです。

5 つ目、必ず市民参加手続を取らなければならないものとして、意見交換会手続か意見提出手続のどちらかをとることになっています。確かに意見交換会手続も重要ですが、これは自ら会場に足を運んでいかなければ意見は言えないし、可能性として会場に参加者が入らない場合はどうするのかとか、様々な議論があると思います。

意見提出手続は、毎回件数は少ないが、これは出そうと思えばいくらかも出せます。門戸が開かれている、サイレントマジョリティともいえるので、私は意見提出手続を絶対に義務にするべきではないかという意見です。

続きまして、意見提出手続の提出期間は、公表をした日の翌日から起算して 20 日間となっていますが、先程も言いましたように、国の意見公募手続の提出機関は 30 日が原則です。短縮規定はどちらも設けられることを考えると、全国を相手にした国ですら 30 日設けているのに、四街道市の場合、果たして 20 日でいいのかということです。今日気がついたのですが、条例では公示の日から 20 日となっているので、提出する時間がありません。20 日で意見書を書けるのかという気がします。

大倉委員と逆の意見ですが、意見提出手続などは、別に市民を限定せず、「何人」も意見を出せるようにしたらどうかということです。但し、市民参加条例として適切かどうかは、議論のあるところです。

次、第 11 条の審議会等手続ですが、先程も事務局から説明がありましたが、四街道市の市民参加条例の審議会等手続は、必ず公募委員が入った審議会に対しては、案を示さなければいけないことになっています。そうではない審議会はたくさんあります。市民が入った審議会でも合意形成することもあるのではないかとということです。

それから、このような審議会に建議機能があってもいいのではないのでしょうか。

次、市民会議手続は公表の規定がなく、市民会議手続自体、非常に抽象的な規定なので、具体的に書いたほうがいいのか。但し、規定することによって縛られる可能はありますが。

次、市民提案手続は、条例上の規定でも法人が提案することができるのかが不明です。13 条で、市民等の中に住所を有する者が入っているので、地方自治法上の規定からすると法人も外国人も入りますが、それでいいのか。もう少し明確にしたほうがいいのかと思います。法人も提案ができるべきでしょうという意見です。

これは市民提案に対する現在の回答の書き方が、市の機関の考え方が非常に抽象的な書き方になっていて、これまで実際に扱ってきた案件もよく分からない回答の仕方が非常に多く見受けられます。明確に、提案を受けるのか受けないのかの採否、受けないならその理由を書いたほうがいいのかということです。

それから、これは先程も言いましたが、この推進評価委員会についても建議機能を設けたほうがいいのかということです。

3 ページ目、附則 3 項は、条例施行後 3 年を越えない見直しをすることと規定されていますが、これを終わると見直し規定がなくなるので、定期見直しを入れてもいいのではな

いか。例えば5年ごとにですとか、そのような規定を設けたらどうかということです。

最後、住民投票制度を検討することもできるでしょうということです。

私が出したのは、全部直せというものではなく、検討して置くべき項目としてということです。

それから5ページ、佐々木委員の意見ですが、新たに条項を設けてほしいということです。市民参加の方法に、市民参加手続と市民提案手続があるということ述べたいということで、これはよく分かります。

あと、こちらで事前に意見としては出していないが、この部分を見直してほしいという意見がありましたら、時間のない中ですが、ご発言いただければと思います。

(中畠委員)

内容ということではありませんが、条例の見直しということでは、規則についても同時に見直していくと思いますが、例えば、委員長が提案の中で上げられた、審議会等手続の規定があったかと思いますが、審議会のことについて指針のような形で決まっていると思いますが、それを規則にしたほうがいいのか、会議の公開について規則化したほうがいいのか、そういったことも含めた考え方を示したほうがいいのか。

(委員長)

そういうこともやったほうがいいのかという意見でいいのではないのでしょうか。

(中畠委員)

そういったことも視野に入れて考えていくのも一つの案と思いました。

(委員長)

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

(三木委員)

市民参加手続の方法で、審議会等手続は既にいろいろ意見が出ていますが、審議会等が出た意見に対して回答するというのは、何の意見に対して回答するのかがよく分からないまま議論している気がします。

審議会等としての意見は、この場に出された委員から出たそれぞれの意見に対して全て答えるということなのではないでしょうか。それとも、例えば、諮問に対して答申が出されますが、その答申に対して市が対応をするのでは、大分イメージが変わってくると思います。

解釈を見る限りでは、私は後者を想定していると思いますが、今日の議論では、それがあまり明確に認識されずに議論されている感じがするので、審議会等手続については、もう少しそのあたりの主旨を、条例上明確にしたほうがいいのかと思いました。

(委員長)

この後、検討を進めていく上でのベースになる意見ですので、議事録で整理しておいてください。この際言っておきたいことがありましたらお願いします。よろしいですか。

では、この議論はこの程度でよろしいですね。

(栗原委員)

今日欠席されている委員もいらっしゃるのので、再度条例改正について、意見のある委員さんは、何らかの形で事務局に文書で提出する方法をお伝えいただければと思います。

(委員長)

逆にこの意見を再度出して、今日の資料を送っていただき、この資料を見たら出したいという委員もいらっしゃるかもしれないので。集められるものは集めておいたほうがいいと思います。

(庄嶋主査補)

直前になって申し訳ありませんでしたが、お送りした書式にあるようなもので、理由の根拠を示した上で、この部分を検討したほうがいいのではないか、変えたほうがいいのではないかとおっしゃっていただければと思います。お願いします。

(委員長)

この件については、以上で終わりにします。

議事は以上ですので、大変かもしれませんが、事務局で今日の意見をまとめていただき、最終的に皆さんの了解を得て、条例のところはそのまま出してもらえればよいと思います。その前の評価のあたりをまとめてもらえればよいと思います。

4. その他

4-① 平成19年度第2回市民提案手続の経過について

次にその他です。2点あります。

まず1点目、平成19年度第2回市民提案手続の経過について、こちらの説明をお願いします。

(永易室長)

こちらについては、資料をお送りした時点では、ある程度回答が出る予定ではありましたが、選挙等があり、前回の会議では次回までにとということでお約束をしておきながら、まだ結論には至っていない状況です。

前回は申し上げたかと思いますが、提案者の方とは、そろそろ1年が経過してしまうので、何らかの結論を出す必要があるというところでは一致しており、今日の午前中も提案代表者と担当課では打ち合わせを行いましたので、合意とまではいかないかもしれませんが、何らかの形が見出せるものと考えております。

以上でございます。

(委員長)

この点について何かございますか。ないようなので次の議題に移ります。

4-② 平成20年度第2回市民参加提案手続の実施について

(委員長)

続いて2点目、平成20年度第2回市民提案手続の実施について、事務局から説明をお願いします。

(永易室長)

こちらについては、第2回の提案手続に入りたいと思います。

募集期間ですが、12月15日から来年1月15日までの1ヶ月間を考えております。

通知の方法については、これまでどおり、できうる限りの方法を取りたいと考えております。これまでも実施してきた広報紙による掲載とホームページ、各自治会等への回覧、政策推進課で把握している団体などにお知らせをして、少しでも多くの提案をいただけるよう、周知を図りたいと思います。

以上でございます。

(委員長)

この点について何かございますか。

(三木委員)

周知はいつから始めますか。

(永易室長)

今のところ考えているのは、12月1日号と15日号の市政だよりに2回続けて掲載しようと考えております。

(三木委員)

1ヶ月で人数を集めて提案をつくることは、すごく大変だと思います。条例上は年2回としか規定されておらず、いつ頃といつ頃に市民提案手続があるかというのは、条例を見ても分からないので、提案手続を受け付ける1ヶ月前に市政だよりなどに予告情報を載せることで、提案を出したい人には準備ができると思いますので、検討してもらいたいと思います。

(委員長)

募集期間を1ヶ月としている理由は何ですか。

(永易室長)

期間を定めてという、条例の規定の中で考えたものです。

(委員長)

1ヶ月と決まっているわけではないということですか。

(永易室長)

そうです。

(委員長)

その件も、検討する必要があるかもしれません。

確かに提案したい人にとっては、まず署名を集めるのは大変でしょうから。

その他よろしいですか。

事務局から何かありますか。

(庄嶋主査補)

日程ですが、次回の第4回委員会ですが、今日、この場で決めたいと考えております。今日は2人不在ですので、決めるところまでいかないかもしれませんが、予定だけでも伺っておきたいと思います。第4回に関しましては、来年2月か3月を考えております。

議題としましては、標準スケジュールとして以前提示させていただきましたが、一つは、平成21年度の市民参加手続の実施予定です。今年度中に来年度の予定を決めるのが一番理

想的なスケジュールと考えており、実施予定の審議をしていただきたいと思います。

それから、その時点までに終了した市民参加手続の実施状況の評価、今日やっていただいたようなものです。

それから、第2回市民提案手続の件ですが、提案があれば議題になります。

標準スケジュールではありませんが、特別議題としてやっている条例の見直しについてですが、こちらも継続して議論していただくことになります。

開催を予定しているのは、2月の最終週か3月の第1週を考えています。どうしても議会が始まると、そちらにエネルギーを取られてしまいますので、来年の2月23日の週、3月2日の週ということで、ご都合のつかない日と時間帯、現在分かっている範囲で教えていただきたいのですが、まず2月23日月曜日ご都合が悪いという方はいらっしゃいますか。

それでは、日程調整表を作成しますので、それで調整させていただくということによろしいでしょうか。

時期としてはそのあたりを考えていますので、よろしくお願いします。

事務局からは以上です。

5. 閉 会

(委員長)

他になければ、第3回市民参加推進評価委員会を終わりにします。

皆さん、お疲れ様でした。

— 以 上 —